

令和2年3月23日	
資料提供	
担当課	技術調査課
担当者	樫本・森下
電話（直通）	073-441-3082

公共工事におけるダンピング対策の更なる徹底について

公共工事における特別重点調査の見直しを行います。これにより、公共工事の更なる品質確保等に繋がると考えています。

適用は、令和3年4月1日以降の入札公告からとなります。

低価格入札については、これまでも調査を行い適正な履行が可能か判断してきましたが、予定価格（税抜き）1億円以上の工事のうち予定価格を事後公表する比較的規模の大きい建設工事において、より厳しい基準で調査する特別重点調査の対象額の引き上げを行います。

○改定内容

◆ 特別重点調査基準額の設定率

- ・一般管理費の『30%』を『50%』に改定します。

※ 特別重点調査は、下記4つの費用内容の設定率のどれか一つでも下まわった場合に適用され、通常の低入札調査に加え、積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものか調査するなどより厳しく調査を行います。

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
低入札 調査基準	97%	90%	90%	55%
(現行) 特別重点調査基準	95%	80%	80%	30%
(改定) 特別重点調査基準	95%	80%	80%	<u>50%</u>